

## 三木市教育委員会傍聴人規則

昭和31年10月10日  
三教委規則第5号

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとするものは自己の住所、氏名、職業、年齢その他委員長の必要と認める事項を告げて委員長の許可を受けなければならぬ。

2 傍聴人が所定数に達した場合、又は傍聴を禁じた場合には入場することができない。

第2条 次に掲げる者は入場することができない。

- (1) 酒気を帯びてめいていしていると認められる者
- (2) 兇器その他を携帯し議場の秩序をみだすおそれがあると認められるもの
- (3) 前各号のほか委員長において傍聴を不相当と認めるもの

第3条 傍聴人はいかなる理由があっても議場に入ること又は発言することはできない。

第4条 すべての傍聴人は傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 礼容を失わない服装をととのえること。
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を慎むこと。
- (4) 喧噪にわたり又は議事を妨害するような行為があってはならない。
- (5) 議事に批評を加え又は可否を表わしてはならない。
- (6) 私語、談話又は拍手等を慎むこと。

第5条 傍聴人が前条各号の規定を守らないときは委員長は注意を促しなお改めないときは退場を命ずることができる。

第6条 秘密会を開くとき、又は傍聴を禁じ退場を求められたときは直ちに退場しなければならない。

第7条 この規則に規定しないものであっても委員長において必要と認めるときは協議の結果臨時の処置をとることができる。